

# 若い世代へ向けた「SAGA BAR」を活用した 佐賀酒プロモーション業務委託に係る企画コンペ実施要領

若い世代へ向けた「SAGA BAR」を活用した佐賀酒プロモーション業務の委託事業者を選定する企画コンペを実施するに当たり、必要な事項を次のとおり定める。

## 1 目的

県では、令和元年6月から令和4年1月まで、県産品を体感できる情報発信拠点としてJR佐賀駅構内に「SAGA BAR」を設置し、佐賀県産の日本酒（以下「佐賀酒」という。）を中心に、加工食品や食材、陶磁器等を実際に体感（飲食・使用）してもらうとともに、SNS等を活用した情報発信を行い、県産品の美味しさや質の高さなどの魅力を訴求してきた。その結果、延べ約2万人が来店し、来店者の中にはリピーターも多く、佐賀酒の飲み比べ体験を通して佐賀酒をはじめとした県産品の効果的なPRを行うことができた。

一方で、店舗設備等の関係により日本酒に合うペアリング料理の提供など、特に若い世代に訴求するような企画の実施が困難だったこともあり、20代～30代の新規来店者の割合は約22%にとどまった。

そこで、本業務では、佐賀酒等の県産品を通して、佐賀県の魅力を体感してもらうという「SAGA BAR」のコンセプトを踏まえつつ、20代～30代の若い世代を主なターゲットとし、これまで日本酒を飲むきっかけがなかった人に日本酒以外の切り口も取り入れながら、日本酒の楽しみ方を体感してもらうことにより、佐賀酒ファンの新規獲得及び佐賀酒の認知度向上を目的とする。

## 2 委託業務の内容

別添「若い世代へ向けた佐賀酒プロモーション業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 3 参加者の資格要件

参加者の資格要件は、次の要件を全て満たす事業所とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

### ① 単独企業の資格要件

- (i) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (ii) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。）でないこと。
- (iii) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

- (iv) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当するものでないこと。
- (v) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、並びに次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

## ②共同企業体の資格要件

- (i) 共同企業体の構成員数は、3社以内であること。
- (ii) 全ての構成員が①の(ii)から(v)の要件を満たすこと。
- (iii) 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

## 4 募集方法

佐賀県ホームページに当該業務の企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

## 5 企画コンペの実施方法

企画提案書、見積書等及び参加者のプレゼンテーションによる審査会を行い、受託候補者を決定する。なお、プレゼンテーションは本業務の実施に当たり、責任者となるものを行うこと。

### (1) 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格要件に応じ、次の書類を提出し、参加資格の確認を受けること

- ①提出期限 令和5年1月13日（金曜日）午後5時必着
- ②提出場所 佐賀県産業労働部 流通・貿易課 企画担当  
（佐賀市城内1丁目1番59号 佐賀県庁新館9階）
- ③提出書類
  - ア 参加申込書（様式第1号又は第1号-2）1部
  - イ 実績書（様式第2号）1部
  - ウ 会社概要（パンフレットで可）1部
  - エ （共同企業体の場合）協定書の写し 1部

④提出方法 郵送又は持参（期限内必着）

⑤参加資格の確認結果は、文書により令和5年1月18日（水曜日）までに通知予定。

(2) 企画提案書等の提出

①提出期限 令和5年1月24日（火曜日）午後3時必着

②提出場所 佐賀県産業労働部 流通・貿易課 企画担当

（佐賀市城内1丁目1番59号 佐賀県庁新館9階）

③提出書類 企画提案書及び見積書の9部（紙A4版）、電子データ（PDF）

なお、企画提案書の構成・内容は次のとおりとする。

- ・提案のコンセプト
- ・日本酒、佐賀酒を取り巻く環境及び課題
- ・企画のターゲットを考慮した上での目的達成に向けた基本的な考え方等
- ・仕様書の「1目的」「3委託業務の内容」を理解し、魅力的かつ効果的な企画案
- ・過去5年間での類似業務の請負実績  
（契約の相手方、受託業務の内容、規模、写真、クライアント数等）
- ・事業運営のための体制  
（業務の実施及び進捗管理を行う責任者のプロフィール、これまでの活動実績等、実施体制、外部専門家を含む活用可能な人脈・人員体制）

④提出方法 郵送又は持参（期限内必着）

(3) 企画コンペ（プレゼンテーション）の開催

①日 時：令和5年1月26日（木曜日）

※個別の時間については、参加者に別途連絡する。

②場所：佐賀県庁 新館9階 産業労働部 会議室（予定）

③実施方法：参加者は企画提案書により、プレゼンテーションを行う。

プロジェクターの使用を希望する場合は、パソコン等必要な機器を参加者が準備すること。なお、スクリーン及びプロジェクターは県が準備する。

④審査方法

- ・審査員は、別表「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案事業者を選定し、その者を受託候補者として特定する。
- ・企画提案書の内容に未記入箇所がある場合、又は添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合、該当する評価項目は0点とする。
- ・最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、「企画内容の評価・内容の妥当性」の評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。
- ・参加者が1者のみであった場合にも、審査会において企画提案書、見積書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- ・4名の審査員が各100点満点で採点し、審査員の合計点数が240点に達していることを採択条件とする。

#### ⑤結果の通知

審査会終了後、速やかに、文書により全ての企画コンペの参加者に対し通知する。

### 6 企画コンペ参加者の資格に関する事項

本調達は、単独企業又は共同企業体による企画コンペにより行うものとする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、その場合は、結成する企業間にて次の内容を規定した協定を結ぶこと。

- ① 目的
- ② 企業体の名称
- ③ 構成員の住所及び名称
- ④ 代表者の名称
- ⑤ 代表者の権限
- ⑥ 構成員の出資の割合
- ⑦ 構成員の責任
- ⑧ 取引金融機関
- ⑨ 決算
- ⑩ 利益金の配当の割合
- ⑪ 欠損金の負担の割合
- ⑫ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置
- ⑬ 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- ⑭ 解散後の契約不適合責任及びその他必要な事項

### 7 実施スケジュール（予定）

- |                |               |
|----------------|---------------|
| 令和5年1月6日（金曜日）  | 県ホームページでの公示   |
| 令和5年1月13日（金曜日） | 参加申込書等の提出期限   |
| 令和5年1月19日（木曜日） | 質問の受付期限       |
| 令和5年1月24日（火曜日） | 企画提案書等の提出期限   |
| 令和5年1月26日（木曜日） | プレゼンテーション・審査会 |
| 令和5年1月26日（木曜日） | 審査結果通知の発出     |

### 8 その他

- (1) 提出する企画提案書は参加者につき一つとし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (2) 企画書提案書の作成及び提出に係る費用、企画コンペに参加するための交通費等は参加者の負担とする。
- (3) 虚偽の内容を記載した参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

- (4) 企画コンペの参加に当たっては、委託先として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (5) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (6) 審査の結果、最優秀者が参加要件を欠くに至った場合は、契約締結ができない。この場合、企画コンペの次順位の者と契約を締結する。
- (7) 企画コンペに関する問い合わせは、質問書（様式第3号）により電子メールで受け付ける。質問応答の内容は、とりまとめの上、参加者全員に通知する。
- (8) 契約締結後、本業務で制作した全ての成果物及び著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は県に帰属するものとし、制作者は本県に対して著作権人格権を行使しないものとする。
- (9) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (10) 契約保証金については、以下のとおりとする。
  - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
  - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
  - ウ 次のⅠ～Ⅲに掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
    - Ⅰ 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
    - Ⅱ 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合
    - Ⅲ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

## 9 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59（新館9階）

佐賀県産業労働部流通・貿易課 企画担当 坂田、御厨

TEL：0952-25-7252

FAX：0952-25-7307

E-mail：ryuutsuu-boueki@pref.saga.lg.jp